

報告第 10 号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、
次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 12 月 17 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 和解の相手方 | 日出町在住 個人（1 人） |
| 2 | 和解の要旨 | 町は、相手方に損害賠償金 10,285 円を支払う。 |
| 3 | 事件の概要 | 令和 3 年 11 月 10 日午後 9 時 35 分頃、町道大原丸山線において、相手方所有の軽自動車は道路の陥没箇所を避けることができず、通過した際にタイヤを損傷させる損害を与えた。 |
| 4 | 専決年月日 | 令和 3 年 11 月 30 日 |